積算疑義申立て手続きフロー図

詳細は、「積算疑義の対応について」をご確認ください。

開札当日

開札（落札決定保留）最低制限価格の公表

開札翌日

◎　入札参加者は、金額入り設計書を閲覧することができます。閲覧には（閲覧申請書・保留通知書）の提出が必要です。（写真撮影不可・持ち出し不可・コピー不可）

◎　入札参加者は、設計に関しての疑義申立ができます。その場合には、次の書類を契約検査課へ提出してください。
（疑義申立書・自社の積算内訳書）
なお、入札前の質問で対応すべき事項については、申立の対象としません。

閲覧及び疑義申立期間

開札日の翌日から２日目

◎　閲覧期間　　開札日の翌日から２日目の正午まで
◎　疑義申立期間　開札日の翌日から２日目の午後４時まで

申立がない場合は落札者決定

申立があった場合

３日目

調査

開札日の翌日から４日目

◎　五條市は、疑義申立があった場合は調査を行い、疑義申立期間が終了した翌々日の午前１０時までに文書で回答します。

◎　疑義申立者は、回答内容を了承する場合は、同日正午までに確認書を提出してください。（確認書の提出が無い場合は、回答内容を了承したものとします。）

◎　疑義申立者は、回答内容を了承しない場合は、同日正午までに電話連絡のうえ、午後３時以降の指定した時間に工事担当課からの説明を受けてください。

違算がない場合

違算があった場合

落札候補者に変更が生じない場合
※変更契約により対応

落札候補者に変更が生じる場合

落札者決定

入札無効（入札取消）